

福岡県公報

平成二十九年二月二十八日
第三千八百七十一号
増刊
①

目次

規則 (第六号)

○福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事課) …………… 一

規則

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年二月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第六号

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則 (平成十二年福岡県規則第八十九号) の

一部を次のように改正する。

別表一の項を同表一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 特例条例別表一の二の項に規定する別に規則で定める場合

イ 一般旅券の発給を受けようとする者 (以下この項において「申請者」という。) が、その親族等の外国における病氣、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により緊急に渡航する必要があると認められる場合

ロ 申請者が業務上の理由等により早急に外国に渡航する必要がある場合において、その者が記録されている住民基本台帳を備える特例条例別表一の二の項の下欄に掲げる市の長を経由して一般旅券の発給又は査証欄の増補を申請するのは、渡航予定日前に当該一般旅券の交付を受けることが困難であると認められる場合

別表三五の項上欄中「四四の項リ」を「四四の項ト」に改め、同表三六の項上欄中「四六の項」を「四六の項イ」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

められる場合
ハ 申請者が旅券法 (昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この項において「法」という。) 第四条の二ただし書の規定に該当する者として、重ねて一般旅券の発給を受けようとする場合
ニ 申請者が法第五条第三項の規定による渡航先を個別に特定して記載した一般旅券の発給を受けようとする場合
ホ 申請者が法第十三条第一項各号のいずれかに該当する場合